

(1) 最低制限価格の事後公表及びランダム係数の導入について

現在、最低制限価格については(1)、(2)により制限割合を算定後、(3)により算定しています((3)中の「最低制限基本価格」は「最低制限価格」とする。)が、事後公表となる最低制限価格については(1)、(2)により制限割合を算定後、(3)により最低制限基本価格を算定し、(4)によりランダム係数を乗じることで算定されることとなります。

(1) 制限割合の算定式について

$$\frac{(\text{項目①} + \text{項目②} + \text{項目③} + \text{項目④}) \times 1.10}{\text{設計金額}}$$

(注1) 制限割合は、下記別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに算出され、それぞれ同表①から④までの予定価格算出の基礎となった額(1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)の合算額に100分の110を乗じ、当該額を設計金額で除して得た割合に100を乗じた百分率(小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。)とする。

(2) 制限割合の適用範囲

$$\text{別表の適用範囲の下限値} \leq \text{制限割合} \leq \text{別表の適用範囲の上限値}$$

(注2) 制限割合の計算結果が、下記別表の業種区分の欄に掲げる適用範囲の下限値を下回る場合は下限値、上限値を上回る場合は上限値とする。

(3) 最低制限基本価格の算定式

$$\text{最低制限基本価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注3) 最低制限基本価格の算出に当たっては設計金額によって次に定める額未満の端数は切り捨てるものとする。

設計金額が1,000万円以下の入札 1,000円
設計金額が1,000万円を超え1億円以下の入札 1万円
設計金額が1億円を超える入札 10万円

(別表)業種区分ごとの制限割合の算定項目

業種区分	①	②	③	④	適用範囲
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費×0.48	—	0.60～0.80
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費×0.6	諸経費×0.6	0.60～0.80
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価×0.9	一般管理費等×0.48	0.60～0.80
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費×0.9	解析等調査業務費×0.8	諸経費×0.48	2/3～0.85
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価×0.9	一般管理費等×0.45	2/3～0.85

(4) 最低制限価格の算定について

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限基本価格} \times \text{ランダム係数}$$

(注4) ランダム係数とは、開札時に1.0001～1.0050の範囲内で機械で無作為に選んだ係数。算出した額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(5) 公表の時期

落札者決定後速やかに大分県共同利用型入札情報サービスシステムの入札結果表により公表します。

(6) 施行日

令和元年9月1日以降の入札公告又は指名通知から施行します。